

泉 栄 会

会 則  
並 び に  
会 員 名 簿

小 雀 建 設 泉 栄 会

# 泉栄会会則

## 第一章

(総 則)

- 第1条 本会は小雀建設 泉 栄 会（以下本会という）と称し、事務所を小雀建設株式会社（以下会社という）の本社内におく。
- 第2条 本会は会社と取引をする各種業者によって組織する。
- 第3条 本会は会員相互の協力と親睦のもとに、各工事の信頼ある完遂に努め会社と共に事業の発展に寄与することを目的とする。

## 第二章

(会員の資格及び賛助会員)

- 第4条 1. 本会正会員の資格は、継続的に会社と取引しているもので、役員会及び会社の承諾を得たものとする。
2. 賛助会員は本会の趣旨に賛同し、会社と取引を営むものとする。
- 第5条 新たに会社と取引関係を生じ、本会の趣旨に賛同し正会員として加入を希望するものは、本会役員及び会社現場責任者各々の推薦を受け、役員会並びに会社の承認を得て正会員とすることが出来る。

## 第三章

(機 関)

- 第6条 本会に次の機関を置く。
1. 定期総会
  2. 役員会
- 第7条 定期総会は毎年一回（1月）開催し、会員の親睦を図ると共に、会の運営その他必要事項を審議決定する。
- 第8条 役員会は随時これを招集し、会運営の細部事項を討議する。  
役員会の招集は会長がこれを行う。

## 第四章

(役員とその任務)

- 第9条 本会に次の役員を置く。
- 会 長 1名 会を代表し会務全般を統括する。

副会長	2名	会長を補佐し会長の職務を代行する場所もある。
理事	若干名	会務の企画運営にあたる。
会計	1名	会計は事業年度内における会計事務を処理し、定期総会において会員に収支決算を報告する。
監事	2名	会計監査を行う。
事務局	1名	会の事務全般を処理する。

第10条 正副会長の選任は、現会長と顧問・相談役で銓衡し、総会において決定する。

理事・監事の選任は、新会長・副会長に一任し総会において決定する。  
会計及び事務局は会社社員に委託することができる。

第11条 役員任期は2ヶ年とし再選を妨げない。

## 第五章

(顧問及び相談役)

第12条 役員の外に顧問及び相談役を置く。

顧問 1名

相談役 2名

顧問並びに相談役は会社役員を総会にて推薦し、会社の承認を得て決定する。

## 第六章

(事業)

第13条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 信頼ある工事の完遂を期するため、会社の指示する安全活動・技術の刷新・技能の向上・材料の改善研究・労務管理の適正化等、職方・商社を問わず積極的に参加する。
2. 冠婚葬祭の礼。
3. 会員間の親睦を計るための行事。
4. パトロール委員会を設置して、安全衛生活動の充実
5. その他本会の目的を達成するための事業

## 第七章

### (会計)

第14条 本会の会計は入会金・会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

1. 入会金は2万円とし、会員として承認されたときに納入する。
2. 正会員の会費は毎月の取引請求額の1000分の3の他年会費として1万円を徴収致します。但し年会費の入金は定期総会終了後から3月末日までとする。
3. 賛助会員は毎月の取引請求額の1000分の6とする。
4. その他役員会において必要と認めた時は臨時会費を徴収することがある。
5. 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり同年12月31日に終る。
6. 納入された入会金は返却しない。
7. 年会費の納入の無いときは正会員と扱わない。

## 第八章

### (慶弔及びその他贈呈金)

第15条 会員及び会社社員が次の各号に該当する場合は金品を贈呈する。

- |                          |           |
|--------------------------|-----------|
| 1. 会員及び会社社員の結婚           | 2万円       |
| 2. 会員及び会社社員の死亡           | 2万円及び花輪一基 |
| 3. 会員及び会社社員の配偶者の死亡       | 1万円       |
| 4. 会員及び会社社員の両親           | 1万円       |
| 5. その他役員会において特に必要と認めたもの。 |           |

第16条 会員は前条の事項を知った時は直ちに役員に通知する義務を有する。

## 第九章

### (退会)

第17条 会員は次の各号に該当する時は、役員会の決議と会社の承認を得て退会する。

1. 会社と取引を中止したとき。
2. 本会の会員として不適格の行為があったとき。
3. 年会費を納めないとき。

## 第十章

### (パトロール委員会)

第18条 1. 会社の工事施工業務を無事故無災害で終らせる為、パトロール委員会を設置し、毎月1回施工作業所の巡回指導を行う。

2. パトロール委員会は次の構成にする。

委員長 1名

副委員長 2名

安全指導員 若干名

### (付 則)

第19条 本会会則を変更する場合は、総会の出席会員の過半数の同意を要する。

第20条 会則制定 昭和58年1月8日

会則改正 平成1年6月17日

第21条 本会会則の実施についての必要な事項は役員会においてこれを定める。

第22条 会則改正 平成23年1月22日施行

小雀建設株式会社

泉 栄 会 御中

## 入会申込書

泉栄会の趣旨に賛同し、泉栄会役員並びに現場責任者の推薦を頂きましたので、  
正会員として入会致したく申し込みます。

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

T E L

F A X

## 入会推薦書

上記準会員の正会員入会を推薦致します。

泉 栄 会

役員氏名

印

小雀建設(株)

現場責任者

印